

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合公平委員会と福井県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

昭和46年10月8日
告示第7号

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方自治法(昭和22年法律67号)第252条の14第1項及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、福井坂井地区広域市町村圏事務組合(以下「甲」という。)は、地方公務員法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を福井県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁し甲が負担するものとする。

2 前項の規定により支弁する経費は、乙の定めるところによる。

(その他)

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、昭和46年10月5日から適用する。